

| | | | |
|-----------------------------|--|-------|----------|
| 議会事務局 | | | 編さん番号 |
| 起案 | 平成 28 年 5 月 16 日 | 施行 | 平成 年 月 日 |
| 決裁 | 平成 28 年 5 月 27 日 | 完結 | 平成 年 月 日 |
| 分類番号 | 002-007 | 保存年限 | 永年 |
| 川 番号 收 発 第 号 | 【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ） | | |
| 公開・非公開の区分 | 部分公開 | 個人情報 | 無 |
| 非公開(部分公開)とする事由 | 情報公開条例 第7条 第5号(審議、検討、協議に関する情報) | | |
| 時 限 非 公 開 | 解除予定年月日（ 年 月 ） | | |
| 件名 第4回議会改革推進委員会会議録（要点筆記） | | | |
| 伺い文 別添のとおり、報告いたします。 | | | |
| 決 裁 欄 | 議 長 | 委 員 長 | 局 長 |
| | 庶務課長 | 課長補佐 | 主 査 |
| | 主 事 | 起案者 | 尾熊 純 |
| | 局次長 | 副主幹 | 議事係 |
| | 係長 | 主任 | 電話 2269 |
| | 上村 | 宮代 | 尾熊 |
| | 菅 | 石田 | 今井 |
| 合 議 | 公印承認 | | |
| | 文書主任 | | |
| 決裁後供覧 | 意見又は処理方針 | | |

若谷委員長

本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。

開 会 午後 1時27分

若谷委員長

それでは、ただいまから第4回「議会改革推進委員会」を開会いたします。

本日の出席委員は、全員であります。

本日の協議事項は、お手元に配付してございます次第書のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

ただ今、1名の方から傍聴の申請が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日の課題、改善点等の検討についてでございますが、前回の委員会における協議内容を踏まえ、各会派でご検討いただいたところでございますので、各会派の御意見を拝聴しながら、協議して参りたいと存じます。

本日は、前回の委員会で決定いただきましたとおり、検討事項等提案一覧のうち、7項目につきましてご協議いただきたくと存じます。

なお、ご協議いただく7項目につきましては、お手元に配付してございます検討事項等提案一覧の件名を、網掛けにしておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大きな1の「(1) 議員報酬・政務活動費・費用弁償」につきましては、1月26日に開催されました代表者会議におきまして、改選前と同様、まずは議会改革推進委員会で、1年間程度かけて協議した後、その結果を代表者会議に戻すこととなりましたことから、前回、XXXXXXXXXXから追加提案された項目でございます。

このことにつきましては、各会派で検討するにあたり、他市の状況を把握する必要があると思われま。

事務局において、資料を配付しておりますので、まず、事務局から説明願います。

議事課長

それでは、事務局におきまして、他市の状況を説明させていただきます。

お手元には、議員報酬に係る資料としまして「市議会議員報酬に関する調査結果」を、また、政務活動費・費用弁償に係る資料としまして「市議会の活動に関する実態調査結果(政務活動費・費用弁償のみを抜粋)」の2種類の資料を配付してございますので、ご確認いただきたくと存じます。

まず、「市議会議員報酬に関する調査結果」でございますが、こちらは全国市議会議長会が全国813市を対象に調査をいたしました、平成26年12月31日現在の資料でございます。

まず、3ページをご覧ください。

市議会議員報酬の状況が人口段階別に掲載されております。表2の「人口50万人以上」の欄をご覧ください。一番左側が平成26年12月31日現在の平均報酬月額でございます。

議長の報酬は88万8,000円、副議長の報酬は79万4,900円、議員

の報酬は70万7,400円が、平均報酬月額となっております。

表には、平成25年12月31日現在の報酬額も掲載されておりますが、対前年度比較によりますと、議長・副議長・議員、それぞれの報酬額が若干引き上げられていることが見受けられます。

ちなみに、川口市の状況でございますが、議長の報酬が72万8,000円、副議長の報酬が66万4,000円、議員の報酬が62万1,000円となっております。

次に、4ページをご覧ください。

人口段階別に見ました議員報酬月額の最高額と最低額が掲載されております。

表3の「人口50万人以上」の欄をご覧ください。

議長の報酬は、最高が117万9,000円、最低が50万円、副議長の報酬は、最高が106万1,000円、最低が50万円、議員の報酬は、最高が95万3,000円、最低が50万円となっております。

なお、7ページ以降には、全国813市の議員報酬月額及び期末手当の支給割合が掲載されてございますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、「市議会の活動に関する調査結果（政務活動費・費用弁償のみを抜粋）」をご覧ください。こちらも、全国市議会議長会が全国813市を対象に調査をいたしました、平成26年12月31日現在の資料でございます。

まず、2ページをご覧ください。

【25-1】の政務活動費の交付状況の「人口50万人以上」の欄ですが、交付している市が14市で100パーセントとなっております。

次に、4ページの【25-5】政務活動費の議員1人当たりの交付月額の「人口50万人以上」の欄をご覧ください。

5万円以上10万円未満が3市で21.4パーセント、10万円以上20万円未満が7市で50パーセント、20万円以上30万円未満が4市で28.6パーセントとなっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

【26-1】の本会議、委員会などの議会の会議に出席した場合の費用弁償の支給状況の「人口50万人以上」の欄ですが、支給している市が10市で71.4パーセント、支給していない市が4市で28.6パーセントとなっております。

813市の全ての市では、支給している市が361市で44.4パーセント、支給していない市が449市で55.2パーセントとなっております。

次に、その下の【26-2】の費用弁償の日額の「人口50万人以上」の欄ですが、定額支給が6市で60パーセント、その他が4市で40パーセントとなっております。

813市のうち、費用弁償を支給している361市では、定額支給が124市で34.3パーセント、実額支給が24市で6.6パーセント、距離に応じた交通費が155市で42.9パーセント、その他が58市で16.1パーセントとなっております。

なお、「その他」といたしましては、「一般職の通勤手当の例により支給される」などが、想定されるところでございます。

次に7ページの【26-3】費用弁償の日額(定額)の支給額別内訳でございますが、日額を定額で支給している124市のうち、「50万人以上」の市では、3千円以上5千円未満が5市で83.3パーセント、5千円以上が1市で16.7パーセントとなっております。

説明は以上でございます。

若谷委員長

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

から、お願いします。

公明

議員報酬、費用弁償については、様々な意見があり、現状において、まだ会派としての考えがまとまっていない。

議員報酬については、他市との比較において、50万人以上の都市の中では、本市はそれほど高い状況ではないということがわかった。

費用弁償についても、50万人以上の都市では、支給されている市が多いということなので、再度、持ち帰り、検討する。

若谷委員長

続いて、から、お願いします。

共産

議員報酬については、名古屋市会議員の50万円が平均を下げているものと考ええる。

費用弁償については、会派として、廃止ということは考えておらず、まだまだ議論が必要である。

今回の資料を含め、持ち帰り、検討する。

若谷委員長

続いて、から、お願いします。

新風

議員報酬と費用弁償については、重なる部分があるという考えもあるので、費用弁償については、廃止した方が市民の理解が得られるというのが、会派の考えではあるが、今回の資料も含め、持ち帰り、検討する。

若谷委員長

提出会派のから、いかがでしょうか。

自民

みなさんから頂いた意見を持ち帰り、検討する。

若谷委員長

この件につきましては、各会派それぞれ持ち帰るということですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということによろしいでしょうか。

— 異議なし —

若谷委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな1の「(2)議員報酬及び期末手当の日割減額」につきましては、

こちらも前回、[]から追加提案された項目でございます。

減額する項目として提案された内容は、1点目として、疾病や自己都合等により連続して2回以上、市議会定例会の招集に応じない場合、2点目として、刑事事件に関し、有罪判決が確定した場合、3点目として、刑事事件の刑の執行のため刑事施設に収容された場合の3点であります。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]から、お願いします。

[]の提案通り賛成する。

続いて、[]、お願いします。

会派の中では、議員の報酬を減額するということがいかなものかという意見と、そのような考えで市民の理解が得られるのかという意見の2つがあり、まだまとまっていない。

川口市議会においては、②、③については先例がないと思うが、①については、病気などで2回以上、定例会の招集に応じない例があるのか確認したい。

続いて、[]、お願いします。

②、③については賛成する。

①については、自己都合によるものに対しては異論はないが、疾病によるものに対しては、会派として考えがまとまっていないので、持ち帰り、検討する。

提出会派の[]、いかがでしょうか。

[]も[]も、①の疾病によるものについて、会派で考えがまとまっていないということだが、こちらについては、前回の提案理由で述べさせていただいたとおり、他市において、2年数ヶ月にわたり病氣療養で欠席し、3,100万円くらいの報酬が支給されていた事例が報道され、様々なところから様々なご指摘をいただいたことを踏まえ、提案させていただいたものである。提案させていただいた内容で、検討していただき、もし調整できるものがあるのであれば、話し合いを進めていきたいと考えている。

それでは、[]から発言がありました①の先例について、事務局から説明願います。

過去、分かる範囲で調べましたが、2会期にわたって欠席した議員はおりません。

直近では、平成19年と平成25年に、それぞれ本会議を1会期6日間欠席した例がございます。

[]
公明
若谷委員長

[]
共産

若谷委員長

[]
新風

若谷委員長

[]
自民

若谷委員長

議事課長

具体的に申し上げますと、平成19年が []、平成25年が [] でございます。

以上でございます。

若谷委員長

[] よろしいですか。

[]

このことも踏まえ、持ち帰り、検討する。

共産
若谷委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

若谷委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな4の「(1) 議会基本条例の検討について」は、[] から提案されたものでございますが、前回の協議では、[] からは、「条例そのものが必要かどうかから検討することは、やぶさかではない」との意見、[] からは、「議会基本条例を制定した自治体を複数視察したが、条例制定後の選挙での投票率を調査すると、効果が現れていないケースが多く、条例制定よりも、議員の質を向上させることが大事と考える」との意見、[] からは、「議会改革を推進していく立場から、検討や制定に向けて進めていくべき」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[] から、お願いします。

[]

自民

前回と同様、制定するしないを含め、まず、検討をするということについて抵抗はない。

若谷委員長

続いて、[]、お願いします。

[]

公明

前回と同様、条例ありきでスタートするよりも、議員の質を向上させていくべきという趣旨に変わりない。

若谷委員長

続いて、[]、お願いします。

[]

新風

前回と同様、細かくきちんと決めていかなければいけないという考えから、条例の制定を推進していくことでお願いしたい。

若谷委員長

提出会派の []、いかがでしょうか。

[]

共産

各会派それぞれ意見はあると思うが、[] からもあったように、条例が

必要か否かも含め、検討を進めていくことは必要であると考えている。

若谷委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということがよろしいでしょうか。

— 異議なし —

若谷委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(2) 意見書等の議員提出議案の提出期限を、請願の提出期限と同様とする」につきましては、[]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[]からは、「賛成する」との意見、[]からは、「請願の内容によっては、意見書を提出してほしいというものもあるので、同じ期限にしなくてよい」との意見、[]からは、「賛成する」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]から、お願いします。

賛成する。

[]
公明
若谷委員長

続いて、[]、お願いします。

同じ期限にする必要はないと考えている。

[]
共産
若谷委員長

続いて、[]、お願いします。

賛成する。

[]
新風
若谷委員長

提出会派の[]、いかがでしょうか。

前回の[]の意見は、確かに一理あると思う。

その点については、請願に基づく意見書については、提出期限を従前と同様とし、請願に関係のない意見書については、提出期限を請願と同様とするという考え方もあるので、そのようなことも含め、再度、検討していただきたい。

[]
自民

若谷委員長

この件につきましては、各会派でご意見が異なるようですので、持ち帰り検討していただき再度協議するということがよろしいでしょうか。

— 異議なし —

若谷委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(4) 傍聴する記者には、予め議長に申請すれば取材用と

してのパソコンの持込を許可する」につきましては、[]から提案されたものでございますが、前回の協議では、[]からは、「電子化の時代であり、許容範囲と考え賛成する」との意見、[]からは、「近隣等、他市の状況を知りたい」という意見、[]からは、「賛成する」との意見があり、提出会派である[]からも、「他市の状況を事務局で調査いただきたい」との意見がありました。

まずは、事務局から、調査結果につきまして、報告願います。

議事課長

それでは、類似都市及び近隣市の「報道関係者の傍聴に伴うパソコンの持ち込みについて」ご説明いたしますので、配付してございます資料をご覧くださいと存じます。

調査の対象でございますが、政令指定都市及び東京23区を除いた人口40万人以上の26市及び近隣の5市、計31市について調査を行いました。

報道関係者の傍聴に伴うパソコンの持ち込みにつきましては、持ち込みを許可し、ルールを明文化している市が5市16.1パーセントであり、許可はしているが、ルールを明文化していない市が3市9.7パーセント、許可制ではなく、持ち込みが可能となっている市が5市16.1パーセント、許可をしていない市が18市58.1パーセントという状況でありました。

また、パソコンの持ち込みに関するルールにつきましては、傍聴規則で定めている市が5市中2市で40パーセント、申し合わせ事項、議会運営委員会決定事項で定めている市が3市60パーセントという状況でありました。

なお、全市ともパソコンの持ち込みを許可して問題となった事例はないとのこととあります。

調査市、ルールの内容等については別添の一覧表をご覧くださいと存じます。

持ち込みを許可し、ルールを明文化している市は、7番豊田市、11番長崎市、12番金沢市、14番福山市、24番八王子市。

持込は許可しているが、ルールを明文化していない市は、4番岐阜市、22番宇都宮市、23番姫路市。

許可制ではなく、持ち込みが可能な市は、1番宮崎市、3番柏市、10番高松市、18番倉敷市、21番松山市であります。

なお、12番金沢市と14番福山市においては、パソコンの持ち込みに特化したルールではございませんが、記載のルールにおいて運用しているとのこととございます。

以上でございます。

若谷委員長

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

[]から、お願いします。

前回同様、賛成する。

[]
公明

若谷委員長

■■■■■

共産

若谷委員長

■■■■■

新風

若谷委員長

■■■■■

自民

若谷委員長

若谷委員長

■■■■■

自民

続いて、■■■■■、お願いします。

何が何でも反対というわけではないが、一方で、インターネット中継については全ての会派が了承しているわけではないので、やはりパソコンの持ち込みについても一定のルールが必要であり、そういうルールがあれば検討も可能であると考えている。

続いて、■■■■■、お願いします。

賛成する。

提出会派の■■■■■、いかがでしょうか。

本市では、過去にノートパソコンの携行を許可した例はあるが、何もルールがないという状況なので、なし崩し的に認めてきた現状がある。

ルールの必要性については感じているところであり、■■■■■からも一定のルールが必要であるとの意見もいただいているので、次回、ルールを明文化したものを提案し、それを基に再度、検討していただきたい。

それでは、今、■■■■■から、次回、ルールを明文化したものを提出することですので、各会派持ち帰り検討していただき再度協議することによってよろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(5) 議場内にモニター増設2台(議場の前列からも中継が確認できるように、理事者の背面に左右設置)」につきましては、■■■■■から提案されたものでございますが、前回の協議では、■■■■■からは、「費用対効果を考慮しつつ、現在必要なのか、また、新庁舎建設時でもよいのか等、前向きに検討してもよい」との意見、■■■■■からは、「趣旨には賛同するが、新庁舎建設時でよい」との意見、■■■■■からは、「現状のままでよい」との意見があり、提出会派である■■■■■からは、「公共施設で使用していないモニターがあれば、それを活用できないか」との意見があり、事務局から「現時点で再利用できるものはありません」との回答があり、引き続き協議することとなりました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■■■■■から、お願いします。

前回と同様、前向きに検討していくことでよい。

若谷委員長

■■■■■

芙蓉

若谷委員長

■■■■■

新国

若谷委員長

■■■■■

公明

若谷委員長

若谷委員長

■■■■■

自民

若谷委員長

■■■■■

公明

若谷委員長

■■■■■

芙蓉

若谷委員長

続いて、■■■■■、お願いします。

新庁舎建設時でよい。

続いて、■■■■■、お願いします。

現状のままでよい。

提出会派の■■■■■、いかがでしょうか。

各会派の意見ももっともであり、新庁舎の建設時期でもあるので、取り下げる。

この件につきましては、取り下げということでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、大きな5の「(11) 一部改正条例の議案の書式変更について」につきましては、事務局から提案されたものでございますが、前回の協議では、まず、事務局から、川口市で変更した場合の議案の書式例を配付させていただき、■■■■■からは、「現在、議案として作成している改め文の作成が不要となるので事務の簡素化が見込まれる。また、議案を見るだけで改正内容が明確になるので賛成する」との意見、■■■■■からは、「議案として見やすくなることから、賛成する」との意見、■■■■■からは、「資料を持ち帰り検討する」との意見、■■■■■からは、「分かりやすくなるので賛成する」との意見がありました。

このことにつきまして、各会派からご意見を伺います。

■■■■■から、お願いします。

見やすく分かりやすくなるので賛成する。

続いて、■■■■■、お願いします。

賛成する。

続いて、■■■■■、お願いします。

変更後の議案のイメージ等を会派で検討した結果、賛成する。

続いて、■■■■■、お願いします。

新風
若谷委員長

若谷委員長

議事課長

若谷委員長

自民
若谷委員長

公明

見やすくなるので賛成する。

それでは、この件は全会一致になりましたので、よろしくお願いいたします。
なお、この件につきましては、市長に対して申し入れを行うこととなりますので、「申入書(案)」を事務局から配付いたします。

— 事務局資料配付 —

それでは、事務局から説明願います。

事務局から提案いたしました「一部改正条例の議案の書式変更について」、今後の流れをご説明いたします。

今回、全会一致となりましたことから、次回の議会運営委員会において協議・決定された後、議長から市長あてに申入書を提出する運びとなります。

それでは、申入書(案)について説明いたします。今回、議会改革推進委員会で検討した結果、一部改正条例の議案を「新旧対照表方式」に改めていただきたく意見が一致したことから申し入れをするものでございます。

議案の書式変更をお願いする理由につきましては、①常任委員会審査においてより円滑な進行が見込まれること、②市民が議案を見た際に条例の改正内容が分かりやすくなること、③条例議案参考資料を配付する必要がなくなるため資源の節約が見込まれること、④改め文方式を作成する必要がなくなることから職員の事務軽減につながることを掲げてございます。

なお、先行して取り組んでございます「さいたま市」に確認いたしましたところ、「別表や様式の改正」「施行されていない段階での一部改正条例の本則の一部改正」など、新旧対照表方式では対応が困難な場面もあるとのことでありましたことから、その点につきましては、種々検討いただきたい旨を掲載してございます。

以上のような内容で、次回の議会運営委員会でお諮りいただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

ただいま説明のありました「申入書(案)」について、各会派のご意見を伺います。

、お願いします。

文言的にも問題ないので了承する。

続いて、、お願いします。

了承する。

若谷委員長

芙蓉

若谷委員長

新風

若谷委員長

続いて、[REDACTED]、お願いします。

了承する。

続いて、[REDACTED]、お願いします。

了承する。

それでは、ただいまの協議のとおりお願いいたします。

各党派のご意見を拝聴して参りましたが、今回意見の一致を見ました大きな5の「(11) 一部改正条例の議案の書式変更について」は、次回の議会運営委員会に報告し、了承を得た上で対応して参りますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回の日程につきましては、平成28年7月22日(金)、午前10時から第1委員会室で行いますので、日程の確保をお願いいたします。

それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

以上をもちまして、第4回「議会改革推進委員会」を閉会いたします。

本日は、たいへんご苦労さまでした。

閉会 午後 2時02分